

## 沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和6年度実施状況に対する 質問事項等および担当課からの回答

### 質問事項等一覧

No	施策名	担当課	質問事項等
4	犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備	生活福祉部 生活安全安心課 警察本部 広報相談課	給付金について、同性カップルも対象になっていると思うが、昨年度の実績等で実際に該当するケースがあったか。
5	犯罪被害者支援に係る公費支出	警察本部 広報相談課	公費支出のカウンセリング件数について。これは心療内科・精神科などの医療機関の直接受診を含めた件数でしょうか。 (「カウンセリング」と記載していますが、精神科受診という意味でよいのか確認できればと思います。精神科医の診察なのか、カウンセリングなのか資料から判断ができなかったので)
5	犯罪被害者支援に係る公費支出	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課	「精神医療等に係る医療費の公費負担」の詳細を教えてください。ワンストップ内で心理職によるカウンセリング（回数制限があったかと思います）の費用なのでしょうか、それとも他の精神科医療機関を受診した際にも公費負担があるのでしょうか。
15	性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課	直近の令和6年度でよいので、延べ相談件数の内のカウンセリング延べ件数と、担当したカウンセラーの実人数を教えてください。
20	学校における教育相談体制の充実	教育庁 義務教育課	「支援対象人数等は、被害に係る相談以外を含む」とありますが、犯罪被害に関する相談件数（「疑い」でも構いません）の集計はしているのでしょうか。また、全国で教職員による児童生徒に対する性犯罪・性暴力がメディアで報道されますが、県内の状況について教えてください。「施策の概要」では「また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます」とありますが、教職員の加害が疑われる場合にはどのような対応をするのかなど、具体的にフローチャートや対応に関する情報共有・研修会などあるのでしょうか。（例えば、ワンストップ支援センターや児相、警察等の関係機関との協力体制など）
30	被害児童からの事情聴取における配慮	警察本部 刑事部刑事企画課 生活安全部少年課	代表者聴取の件数について教えてください。
36	再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	警察本部 生活安全部 人身安全対策課	ストーカー行為者に対しては、カウンセリングだけでなく警察から行為者に連絡をしていたと思いますがその取組は現在も行われていますか。（現行の制度では、加害者の同意なしではカウンセリングできないため、同意しない行為者に対しての取組があれば記載をお願いします）
37	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察本部 広報相談課	広報実践塾がどのような内容なのか教えて下さい。
37	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察本部 広報相談課	広報に関する、被害者のプライバシーに配慮するのは当然だが、事件自体を公表しないのは違うと思います。 県警がどのような判断基準で公表の可否を判断しているのかお聞きしたい。 また、広報実践塾では判断基準などについての教養を行っているのか確認したい。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 生活安全安心課  
警察本部広報相談課

No	施 策 の 概 要
4	<p>被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。</p>
令和6年度の実施状況	<p>沖縄県犯罪被害者等支援計画に基づき、関係機関と調整を行い、令和6年度予算で見舞金を計上した。 また、沖縄県犯罪被害者等見舞金給付要綱を綱制定し、令和6年9月から給付制度を開始した。 【給付件数】 令和6年度：15件 計225万円</p>
委員からの質問	<p>給付金について、同性カップルも対象になっていると思うが、昨年度の実績等で実際に該当するケースがあったか。</p>
回 答	<p>(生活安全安心課) 沖縄県犯罪被害者等見舞金については、事実上の婚姻関係にあった場合は遺族に含むこととなっており、見舞金の支給対象となり得ます。 昨年度実績はありません。</p> <p>(警察本部広報相談課) 犯罪被害給付制度において、同性カップルも事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合は、給付金の支給対象となり得ます。 昨年度の実績はありません。</p>

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 警察本部広報相談課

No	施 策 の 概 要
5	性犯罪被害者の初診料・緊急避妊等の初回措置料、カウンセリング費用、司法解剖後の検案書料及び遺体搬送費並びに遺体修復費等を公費で一部負担とともに、同制度の周知を図ります。
令和6年度の実施状況	性犯罪被害者等の要望に応じて適切に対応し、経済的、精神的負担の軽減を図った。 また、対象となる犯罪被害者等に対し、公費支出制度の教示を適切に行なったほか、県警察Webサイトに警察が行なう犯罪被害者支援施策を掲載し、県民への周知に努めた。 令和5年度：初診料27件、緊急避妊等の初回処置料25件、カウンセリング費用48件、検案書料1件、遺体搬送費1件、遺体修復費取扱いなし 令和6年度：初診料52件、緊急避妊等の初回処置料17件、カウンセリング費用76件、検案書料1件、遺体搬送費及び遺体修復費取扱いなし
委員からの質問	公費支出のカウンセリング件数について。これは心療内科・精神科などの医療機関の直接受診を含めた件数でしょうか。 (「カウンセリング」と記載していますが、精神科受診という意味でよいのか確認できればと思います。精神科医の診察なのか、カウンセリングなのか資料から判断ができなかったので)
回 答	沖縄県警察の公費支出のカウンセリングについては、カウンセリングのみならず、心療内科・精神科などの医療機関の受診も含めています。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：こども未来部女性力・ダ  
イバーシティ推進課

No	施 策 の 概 要
5	性犯罪・性暴力被害者に対して初診料等の公費負担を行い被害者等の経済的負担の軽減に努めます。
令和6年度の実施状況	性犯罪・性暴力被害者に対して、産婦人科や精神医療等に係る医療費の公費負担を行った。 令和5年度：延べ145件 令和6年度：延べ189件
委員からの質問	「精神医療等に係る医療費の公費負担」の詳細を教えてください。ワンストップ内で心理職によるカウンセリング（回数制限があったかと思います）の費用なのでしょうか、それとも他の精神科医療機関を受診した際にも公費負担があるのでしょうか。
回答	「精神医療等に係る医療費の公費負担」については、精神科医療機関での初診料、精神疾患診察に係る費用（初診のみ）、診断書料（1通分）の公費負担を行っています。 別途ワンストップ支援センター内でのカウンセリングについては3回まで費用助成してます。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： こども未来部女性力・ダ  
イバーシティ推進課

No	施 策 の 概 要
15	性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。

令和6年度 の実施状況	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、24時間365日体制で被害者からの電話相談に対応し、必要に応じて同行支援及び面接相談を行った。 平成27年2月の開設以降の相談実績は、新規相談者数1,405名、相談件数延べ19,551件（R7.3月末時点）。 令和5年度：新規相談者数 212名、相談延べ件数 2,839件 令和6年度：新規相談者数 229名、相談延べ件数 4,015件
委員からの 質問	直近の令和6年度でよいので、延べ相談件数の内のカウンセリング延べ件数と、担当したカウンセラーの実人件数を教えてください。
回 答	令和6年度のカウンセリングの延べ件数は26回、担当したカウンセラーの実人件数は7名です。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 教育庁義務教育課、学校人事課

No	施策の概要
20	公立小中高・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。
令和6年度の実施状況	<p>公立小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進を行った。</p> <p>また、性犯罪被害に遭った児童生徒が教職員に被害を開示した際は、県警、性暴力被害者ワンストップ支援センターへ相談・情報提供するよう周知し、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めた。</p> <p><b>【スクールカウンセラー】</b></p> <p>令和4年度：128名を小学校 258校、中学校 141校へ配置 令和5年度：132名を小学校 257校、中学校 142校へ配置 令和6年度：137名を小学校 256校、中学校 143校へ配置</p> <p><b>【スクールソーシャルワーカー】</b></p> <p>令和4年度：20名配置 支援対象児童 1,652名 うち問題解決 464名、 継続支援 1,188名 令和5年度：20名配置 支援対象児童 1,737名 うち問題解決 509名、 継続支援 1,228名 令和6年度：20名配置（令和6年11月より2名増員し22名） 支援対象児童 未公表</p> <p><b>【継続支援】</b></p> <p>令和4年度：支援総件数 2,413件 うち解決 320件、好転 552件、支援中 1,478件 令和5年度：支援総件数 2,923件 うち解決 173件、好転 639件、支援中 1,999件 令和6年度：未公表</p> <p>※支援対象人数等は、被害に係る相談以外も含む総数 ※令和6年度の相談件数は、令和7年10月頃まで非公表</p>
委員からの質問	<p>①「支援対象人数等は、被害に係る相談以外を含む」とありますが、犯罪被害に関する相談件数（「疑い」でも構いません）の集計はしているのでしょうか。</p> <p>②また、全国で教職員による児童生徒に対する性犯罪・性暴力がメディアで報道されますが、県内の状況について教えてください。</p> <p>③「施策の概要」では「また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます」とありますが、教職員の加害が疑われる場合にはどのような対応をするのかなど、具体的にフローチャートや対応に関する情報共有・研修会などあるのでしょうか。（例えば、ワンストップ支援センターや児相、警察等の関係機関との協力体制など）</p>
回答	<p>①犯罪被害に関する相談としては集計していない（義務教育課） ②令和6年度の処分件数は0件（令和7年度は数件処分事案あり）（学校人事課） ③県教育委員会としましては、服務規律の確保を徹底するための研修や、密室での指導は複数で行うことなど、被害を未然に防止するために必要な措置を講ずるよう市町村教育委員会及び県立学校長に対し改めて指導等したところです。（学校人事課）</p>

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

警察本部  
所属： 刑事部刑事企画課  
生活安全部少年課

No	施策の概要
30	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。
令和6年度の実施状況	児童を被害者とする事案を覚知した場合は、同児の精神的負担軽減や信用性の高い供述を得るため、事件主管課や刑事企画課への速報がなされ、刑事企画から那覇地検へ連絡して代表者聴取の実施の可否等について協議を行い、警察、検察、児童相談所の代表者が被害児童に配慮した面接を行っている。
委員からの質問	代表者聴取の件数について教えてください。
回答	令和6年度中の当県における代表者聴取の実施件数は、87件（令和7年11月6日時点集計値）となっております。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 警察本部生活安全部  
人身安全対策課

No	施策の概要
36	ストーカー事案やDV事案等の加害者の動向等を把握し、ストーカー加害者へのカウンセリング等必要な措置を講じます。
令和6年度の実施状況	ストーカー行為者に対して、臨床心理士によるカウンセリングを実施。 令和5年度 2名 令和6年度 0名
委員からの質問	ストーカー行為者に対しては、カウンセリングだけでなく警察から行為者に連絡をしていたと思いますが、その取組は現在も行われていますか。（現行の制度では、加害者の同意なしではカウンセリングできないため、同意しない行為者に対しての取組があれば記載をお願いします。）
回答	現在もストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」と記載。）に基づいて禁止命令を実施したストーカー行為者に対して近況確認の連絡を実施しており、行為者の環境の変化等がないか確認しております。 また、ストーカー規制法に基づいて禁止命令を実施する際に行為者に対して、原則、全員にカウンセリング等の有用性の教示を行っております。 カウンセリングについては、禁止命令を発出した事案の他にもストーカー相談として受けた事案の行為者に対しても実施可能としています。 禁止命令を実施した行為者へカウンセリングの教示はしますが、自分には必要ないと申し立てる行為者が多く、同意を得られないケースが多数を占めています。 カウンセリングは、1人1回であり、その後の継続したカウンセリングや治療については自費で病院等に行っていただく必要があることから、行為者の中には警察が案内しているカウンセリングに同意せず、直接病院等を受診または既に受診中であるケースもあります。 カウンセリングに同意しないことによる特別な取組はありませんが、被害者及び行為者への連絡により、特異動向の把握に努めています。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 警察本部広報相談課

No	施策の概要
37	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。
令和6年度の実施状況	各所属の広報担当者に対する実践塾を開催し、報道発表に当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護や意向を十分に尊重したうえで、事案の重大性及び社会的反響、公益性等を勘案し、案件ごとに適切に判断するよう指導教養を実施した。 実践塾 令和5年度 16回開催（警察署14回、警察本部2回） 令和6年度 17回開催（警察署14回、警察本部3回） 【※ 人数の集計はしていないため、公表できず】 報道発表を行う場合、個別具体的な案件ごとに事件主管課及び広報相談課が発表内容について協議・検討を重ね、適切な発表を行った。また犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行った。 ※ 報道発表件数の統計資料はなし ※ 事件・事故で死者が発生した場合、被害者にあっても原則、実名報道となるが、その場合、個別具体的に協議・検討を重ね、遺族等に事前に必要な情報提供を行っている。
委員からの質問	広報実践塾がどのような内容なのか教えて下さい。
回答	広報担当者に対して警察広報の根拠規定、基本的スタンスや発信型広報について教養を実施しています。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和6年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 警察本部広報相談課

No	施策の概要
42	<p>犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。</p>
令和6年度の実施状況	<p>各所属の広報担当者に対する実践塾を開催し、報道発表に当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護や意向を十分に尊重したうえで、事案の重大性及び社会的反響、公益性等を勘案し、案件ごとに適切に判断するよう指導教養を実施した。</p> <p>実践塾 令和5年度 16回開催（警察署14回、警察本部2回） 令和6年度 17回開催（警察署14回、警察本部3回） 【※ 人数の集計はしていないため、公表できず】</p> <p>報道発表を行う場合、個別具体的な案件ごとに事件主管課及び広報相談課が発表内容について協議・検討を重ね、適切な発表を行った。また犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行った。</p> <p>※ 報道発表件数の統計資料はなし ※ 事件・事故で死者が発生した場合、被害者にあっても原則、実名報道となるが、その場合、個別具体的に協議・検討を重ね、遺族等に事前に必要な情報提供を行っている。</p>
委員からの質問	<p>広報に関連して、被害者のプライバシーに配慮するのは当然だが、事件自体を公表しないのは違うと思います。</p> <p>県警がどのような判断基準で公表の可否を判断しているのかお聞きしたい。</p> <p>また、広報実践塾では判断基準などについての教養を行っているのか確認したい。</p>
回答	<p>報道発表の考え方として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 犯罪被害者等、関係者のプライバシー等の権利・利益</li><li>○ 公表することによって得られる公益</li><li>○ 公表か捜査に与える影響</li></ul> <p>等を個別の事案ごとに総合的に勘案した上で判断しています。</p>